

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設リンピアいなば
直接搬入ごみの処理の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、家庭又は事業所から排出される一般廃棄物（以下「ごみ」という。）を鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設リンピアいなば（以下「施設」という。）に直接搬入し処理する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(直接搬入できる者)

第2条 施設にごみを直接搬入できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町及び八頭町（以下「組織市町」という。）に在住する者
- (2) 組織市町に所在する事業所に勤務する者
- (3) その他管理者が認める者

(直接搬入できるごみ)

第3条 施設に直接搬入できるごみは、組織市町の家庭及び事業所から排出された可燃ごみとする。

(直接搬入できるごみの具体例)

第4条 前条に規定するごみの具体例は、次に掲げるものとする。

- (1) 生ごみ
- (2) 衣類
- (3) 本革、合成皮革製品（かばん、靴、ベルト、ボールなど）
- (4) 紙製品
- (5) 天然ゴム製品
- (6) 布製品（天然繊維・合成繊維）
- (7) 草、剪定枝
- (8) 木製家具などの木製品（幅120cm×高250cm×奥行90cmまでのもの）
- (9) 丸太、角材（太さ25cm（直径又は一辺）かつ長さ200cmまでのもの）
- (10) その他管理者が認めるもの

(直接搬入する者の遵守事項等)

第5条 施設にごみを直接搬入する者（以下「搬入者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 金具等は取り外して施設に搬入すること。
- (2) 前条第8号及び第9号に規定する大きさを超過しないこと。
- (3) あらかじめ家庭又は事業所で分別してから搬入すること。
- (4) 組織市町指定ごみ袋（有料）に入れる必要はないこと。
- (5) ごみの積み降ろしは、搬入者が行い、必ず貴重品等を車両内に置くこと。
- (6) 貴重品等が混入しないようにすること。

- (7) 施設敷地内で喫煙をしないこと。
- (8) 施設内では係員の案内に従うこと。
- 2 搬入者が前項の規定を守らなかった場合、直接搬入を禁止する場合がある。
- 3 誤って直接搬入された貴重品等は、再び搬入者へ戻すことはできない。

(直接搬入手続き)

第6条 搬入者は、ごみを直接搬入する前に、リンピアいなばごみ搬入受付票(様式第1号)を記入し提出するものとする。ただし、管理者が必要ないと認めるときは、提出を省略することができる。

(直接搬入ごみの重量)

第7条 直接搬入ごみの重量は、施設で計量する当該直接搬入ごみが積載された車両重量と当該直接搬入ごみが直接搬入された後の車両重量差とする。

(処理手数料の支払い)

第8条 搬入者は、前条に規定する直接搬入ごみの重量に応じて、鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例(平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号)第3条に規定する可燃物処理手数料を納付しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年3月11日から施行する。

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設
リンピアいなばごみ搬入受付票

ごみの搬入日	令和 年 月 日				
ごみを持って来られた方の住所、氏名、電話番号 (事業活動により出たごみの場合は、事業所の住所、事業者名、事業所の電話番号)	住 所				
	氏 名				
	電話番号				
ごみの出た場所 (□に✓を記入)	<input type="checkbox"/> 鳥取市	<input type="checkbox"/> 岩美町	<input type="checkbox"/> 智頭町	<input type="checkbox"/> 若桜町	<input type="checkbox"/> 八頭町
ごみの種類 (□に✓を記入)	<input type="checkbox"/> 一般家庭から出たごみ (自ら搬入する場合に限る) <input type="checkbox"/> 事業活動により出たごみ (個人商店を含む)				
搬入物 (□に✓を記入)	<input type="checkbox"/> 燃えるごみ (衣類、紙製品など小型のごみ) <input type="checkbox"/> 可燃性粗大ごみ (木製家具、畳など大型のごみ) <input type="checkbox"/> 動物の死体 <input type="checkbox"/> その他 内容:				
ごみ搬入に際しては、免責事項に同意してください。 (□に✓を記入)	<input type="checkbox"/> ごみの搬入に際し、私は、以下の免責事項について承知しました。 ① 鳥取県東部広域行政管理組合(以下「組合」という。)は、搬入者の要望による、ごみ荷降ろしのお手伝い作業中の車両損傷の責任を負いません。 ② 組合は、搬入者自身が運転操作を誤って発生した車両損傷の責任を負いません。 ③ 組合は、搬入者が誤って廃棄した貴重品等を再び搬入者に戻しません。 また、当該貴重品等の損害賠償責任も負いません。				

搬入にあたっての注意事項

- ① 金具等は取り外して施設に持ち込んでください。分別が不十分な場合は、持ち込みをお断りする場合があります。
- ② 木製家具、丸太、角材などの搬入可能サイズを超過するものは、持ち込みをお断りする場合があります。
- ③ あらかじめご家庭で分別してから持ち込みしてください。(プラットホーム内での分別はご遠慮ください。)
- ④ 車両等からのごみの積み降ろしは、搬入者自身が行ってください。その際、必ず貴重品等を車両等内に置いて、ごみの積み降ろしを行ってください。
- ⑤ 施設内では係員の案内に従ってください。

※記入いただいた個人情報は厳重に管理し、ごみ処理関係以外には使用いたしません。

※本ごみ搬入受付表は、施設の窓口でお渡ししますが、ホームページからもダウンロードできます。

鳥取県東部広域行政管理組合

施設担当者記入欄

--